

2018年6月29日

文部科学省初等中等教育局教育課 御中

全日本教職員組合（全教）
執行委員長 中村尚史

児童生徒の学習評価の在り方に関する意見

平成30年6月1日付で依頼のあった児童生徒の学習評価の在り方に関する全教の意見は、以下の通りです。学習評価のあり方が、教育に与える影響の重要性を考慮いただき、真摯なご検討をいただきますようお願いします。

1. 学習評価のあり方に対する基本的な考え方

学習評価は、教育活動の一環であり、子どもたちの学習を励まし、すべての子どもたちの成長と発達を保障するという教育の本来的任務をより充実させるためにおこなうものであり、また、教員にとっては指導を振り返り、子どもの生活や背景をとらえなおし、今後の指導にいかすためにおこなうものです。

子どもたちの発達に寄り添いながらかける一言や、成長の見通しを発達的に捉えて待つことが、子どもたちの大きな成長を導き出すことを多くの教職員は経験しています。貧困・格差が広がっている中で、子どもたちの生活背景なども含め、子どもたちの学習やとりくみを把握し認め励ますことが重要となっています。子どもたちを「できる子」と「そうでない子」に振り分けることが学習評価ではありません。

また、教育課程の編成権は各学校にあり、それぞれの学校や地域の子どもの実態から検討し編成されるものです。学習評価のあり方にあたって、それぞれの学校や地域の子どもの実態を踏まえ、各学校の教員によって、子どもたちの成長・発達を保障する学習評価はどうあるべきかを基本的な視点として検討されるべきであり、国が押しつけるものではありません。

2. 学習評価のあり方の検討にあたって

(1) 改訂された小学校・中学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、幼稚園教育要領及び、改訂高校学習指導要領は、国や一部財界が求める「人材」づくりをすすめるための「資質・能力」の育成を前提として、特定の指導方法や評価方法を押しつけるものとなっています。学習指導要領は学校における教育活動の「大綱的基準」を示したものであり、指導方法や評価方法にまで言及することは、本来の役割から逸脱するものです。

改訂学習指導要領の示す「資質・能力」を育成することを前提とした学習評価は、子どもの実態を踏まえて編成された各学校の教育課程に基づく学習評価と相いれないものであると言わざるを得ません。国が学習評価のあり方を規定することは、教育内容や指導方法を規定することにつながります。

(2) 現行の学習指導要領に基づく「関心、意欲、態度」を含む観点別学習状況の評価は多くの問題点を持ちます。子どもたちの学習活動について、どの学習についても一律に4つの観点（または5つの観

点)に細分化し評価することは、それぞれの観点にしばられて指導・評価することとなり、子どもたちの成長・発達を保障する学習評価をゆがめます。

とりわけ、「関心、意欲、態度」を評価することは、内心の自由を侵すものであり、客観的評価になじまず、子どもたちの内面を評価することで、表面上の態度を求めて内心を偽ることになる問題を持ちます。そのため、こと細かな評価手法を導入したり、性格や行動面の傾向が一時的に表出した場面を捉える評価(挙手回数や方法、発表の仕方、ノートの取り方等)とならざるを得ません。さらに、「国を愛する心情」が評価規準に設定され、いわゆる「愛国心」を評価することになる危険性があります。

「関心、意欲、態度」を含む観点別学習状況の評価を見直すことが必要です。

(3) 中教審ワーキンググループでは、情意面の評価観点として、現行の「関心、意欲、態度」を改め、改訂学習指導要領の示す「育成すべき資質・能力」の柱のひとつである「学びに向かう力・人間性」に対応するものとして、「各教科等の評価の観点のイメージ(案)」「学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」の「観点(例)」に「主体的に学習に取り組む態度」が設定されています。

このことは、情意面の観点別学習状況の評価の問題点はそのままに、さらに、「人間性」の評価をすることにつながるものであり、憲法で保障される「内心の自由」を侵害するものと言わざるを得ません。

(4) 高校においても観点別学習状況の評価を徹底させる方向が示されています。しかし、競争主義的な入試制度や、偏差値や順位の競争を強いられている状況が改善されていないどころか、新たな2つのテスト(「高校生のための学びの基礎診断」「大学入学共通テスト」)によりさらに高校生を競争に追い立てる危険性がある中で、いっそう高校現場を混乱させるだけです。観点別学習状況の評価を高校に押しつけるべきではありません。

(5) 「統合型校務支援システム」の導入は、評価方法を一元管理し、引いては指導方法を画一化し、各学校や教員の創意・工夫を生かす指導方法・評価方法が抑制される危険性があります。

「統合型校務支援システム」によって「成績処理」を行う際に、評価項目ごとの比率・割合を総括し評定することをシステム化するために、すべての学習活動を数値評価することになれば、子どもたちの学習活動を励ます学習評価を困難にします。「主体的に学習に取り組む態度」「関心、意欲、態度」等の情意面の評価観点にもとづく評価は、形式的な活動のみを対象にするなどその問題点をさらに拡大します。結果的に子どもたちを順位づけ、選別するための学習評価となる危険性があります。

また、教育委員会により学習指導計画や指導要録、通知表の形式等を一元管理することが可能となり、各学校や教員の創意・工夫を生かした指導・評価方法に基づく成績処理や通知表作成が困難となることも予想されます。

さらに、「統合型校務支援システム」構築及び運用への民間企業の参入による情報の流出が危惧されます。膨大な子どもたちの個人情報扱うものであり、安易な導入はおこなうべきではありません。

(6) 改訂学習指導要領により新たに実施される「特別の教科 道徳」の評価については、数値評価は行わず記述式の個人内評価とするとされています。

「道徳」の教科化は、特定の価値観を子どもたちに押しつけることにつながるものであり、全教は、

くりかえしその実施について反対の立場を表明してきました。道徳性は本来、子どもたちの人格全体にかかわるものであり、評価すべきではありません。「特別の教科 道徳」の実施にあたって学習評価はおこなうべきではありません。

その上で、自己評価も含め数値による評価は行わないことはもちろん、文書記述による評価も含め、特定の価値観の押しつけにつながる評価はいっさいおこなうべきではありません。

3. それぞれの学校や地域の子どもの実態を踏まえた学習評価をおこなうこと

(1) 今回の「児童生徒の学習評価の在り方等に向けての必要な事項の検討」は、改訂学習指導要領実施に伴うものであり、特定の評価方法の押しつけをおこなうべきではありません。

教育課程の編成権は各学校にあり、それぞれの学校の子どもたちの実態から検討されるものです。学習評価のあり方や学習指導要録の形式についても、改訂学習指導要領の示す「育成すべき資質・能力」の「3つの柱」に拘束された評価観点にとらわれず、子どもの実態を踏まえ、学習活動を励まし、すべての子どもたちの成長・発達を保障する学習評価の方法を、各学校で検討することが求められます。

(2) 競争主義的な教育施策を排し、各学校で子どもの実態から出発した教育課程づくりをすすめることが必要です。国連子どもの権利委員会から「過度な競争の教育システム」と指摘されるような競争主義的な教育システムが、本来、子どもたちの学習を励ますものである学習評価を、数値による序列化のためのものにゆがめています。適格者主義にもとづく入試制度の改善や、全国学力・学習状況調査の中止等の競争主義的な教育システムを改善することや教育無償化をすすめることが必要です。

4. ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」を生かすこと

ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」第65条は、「教員は、生徒の進歩の評価に役立つと思われる成績評定技術を利用する自由を有するものとするが、個々の生徒に不公平が生じないことを確保するものとする」と規定しています。改訂学習指導要領にしばられた学習評価ではなく、子どもたちの実態を踏まえた多様な教育活動と学習評価を展開することが教員に保障されることが必要です。学習評価が、子どもたちの成長と発達に資するものとするために、国の責任による35人以下学級の早期実現や教職員定数改善、教育の無償化推進などの教育条件整備・拡充をすすめることが教育行政の役割であると考えます。

以上